

博多港港湾情報システムの手引き

2021.03.15 4.3版

<https://www.hktport.city.fukuoka.lg.jp/>

## 博多港港湾情報システムの手引き

令和3年3月  
福岡市港湾空港局

# 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 電子申請について              |    |
| 1. 電子申請できる港湾諸手続           | 01 |
| 2. 電子申請の受理                | 01 |
| (1) 電子申請の到達時期             |    |
| (2) 電子申請の受理               |    |
| 3. 許可等の通知方法               | 02 |
| (1) 許可・通知情報（けい留施設）        |    |
| (2) 許可・通知情報（パイロット・タグ・綱取り） |    |
| (3) 許可・通知情報（岸壁給水）         |    |
| (4) 許可・通知情報（ガントリークレーン）    |    |
| (5) 許可・通知情報（上屋、荷さばき地、野積場） |    |
| (6) 申請情報照会（旅客船等優先利用申込情報）  |    |
| 第2章 博多港港湾情報システムについて       |    |
| 1. 申請等業務の流れ               | 03 |
| 2. 申請手続きの簡素化（ワンストップサービス）  | 03 |
| (1) 入出港届                  |    |
| (2) 船舶動静通知                |    |
| (3) 旅客船等優先利用申請            |    |
| (4) パイロット申請               |    |
| (5) タグボート申請               |    |
| (6) 綱取り申請                 |    |
| (7) 岸壁給水利用申込              |    |
| (8) ガントリークレーン利用申込         |    |
| 3. システムで利用するコード           | 04 |
| 4. 申請データの蓄積日数             | 04 |
| 5. セキュリティ対策               | 04 |
| (1) ユーザ認証                 |    |
| (2) ファイアウォールの設置           |    |
| 6. 障害対策                   | 04 |
| (1) ディスクアレイ装置の導入          |    |
| (2) サーバの二重化（ホット・スタンバイ体制）  |    |
| 7. 運用時間                   | 04 |
| 8. 利用者へのサポート              | 05 |
| (1) 港湾管理者がサポートする内容        |    |
| (2) 問い合わせへの対応方法           |    |
| (3) サービスデスク               |    |
| 第3章 ポートサービス事業者との連携        |    |
| 1. 博多水先区水先人会              | 06 |
| 2. 博多港タグ事業協同組合（博多港ふ頭㈱）    | 06 |
| 3. 洞海タグボート㈱博多営業所          | 06 |
| 4. (有)博多港サービスセンター         | 06 |
| 第4章 申請登録と実績登録の締め切りについて    |    |
| 1. 申請登録の締め切り              | 07 |
| (1) けい留施設利用申込             |    |
| ① エントリーの締め切り              |    |
| ② けい留施設利用申込の締め切り          |    |
| (2) けい留施設利用申込（一括申請）       |    |
| (3) 入出港届、船舶動静通知           |    |
| (4) 旅客船等優先利用申込            |    |
| (5) パイロット・タグ・綱取り利用申請      |    |
| (6) 岸壁給水申込                |    |
| (7) ガントリークレーン利用申込         |    |
| (8) 上屋、荷捌き地、野積場利用申込       |    |
| 2. 実績登録の締め切り              | 08 |
| (1) ガントリークレーン実績登録         |    |

## 第1章 電子申請について

### 1. 電子申請できる港湾諸手続

- ・福岡市港湾空港局では、入出港届と港湾施設の利用申請を博多港港湾情報システムを利用し、インターネットで申請（以下、「電子申請」といいます。）できるサービスを平成11年11月1日から開始しています。
- ・この博多港港湾情報システムは、電子申請の他、けい留施設の申請状況や船舶動静、施設使用料の概算等の情報提供も併せて行います。
- ・電子申請、情報提供のサービスを受けるためには、あらかじめ博多港港湾管理者（福岡市長）に利用申込みをする必要があります。
- ・電子申請、情報提供のサービス内容は、次のとおりです。

#### （利用申請）

- けい留施設利用申請
- けい留施設利用申請（一括申請）(\*1)
- 入出港届
- 船舶動静通知
- 旅客船等優先利用申請
- パイロット・タグ・綱取り利用申請
- 岸壁給水利用申請
- ガントリークレーン利用申請
- 上屋、荷さばき地、野積場利用申請（一般利用）

#### （情報提供）

- 入出港予定船情報
- 行会い等注意船舶情報
- 外航コンテナ船入港予定情報
- 旅客船等優先利用申請情報
- 使用料情報（概算）(\*2)

注：(\*1)：月単位でけい留施設利用申請を行う定期旅客船等の専用画面です。

(\*2)：入港料、けい留施設等使用料、岸壁給水使用料、ガントリークレーン使用料、上屋・野積場等使用料の概算情報を提供します。

### 2. 電子申請の受理

電子申請は、インターネットを利用することから、通信回線のトラブルやコンピュータの不具合等が発生し、申請情報を正常に受信できないことが想定されます。

ここでは、入出港届と港湾施設の利用申請が電子申請で行われた場合、「申請の到達時期」をいつとするのか、また、「申請の受理」はどの段階でなされるのかを定義します。

#### (1) 電子申請の到達時期

- ・博多港港湾情報システムのサーバに登録された時点を到達時期とします。
- ・博多港港湾情報システムでは、申請のWeb画面を呼び出し、当該画面に申請項目の入力を行い、登録の確認ボタンをクリックすることで、情報がサーバに登録されます。
- ・この場合、サーバに情報が送信された段階でシステムが申請項目の内容をチェックし、不備がなければ、登録完了のメッセージを申請者に返します。したがって、この登録完了メッセージの表示をもって申請が到達したものとみなします。

#### (2) 電子申請の受理

- ・システムで申請項目の内容チェックを行うため、申請情報のサーバ登録をもって、受理したものとみなします。
- ・申請者には、登録完了メッセージとともに整理番号を通知します。  
この整理番号は、申請受理の整理番号としての意味を持ちます。

### 3. 許可等の通知方法

電子申請されたものについては、申請者専用の電子掲示板を設け、許可等の通知を行います。許可等を通知する電子掲示板は、次のとおりです。

- (1) 許可・通知情報（けい留施設）
  - ・利用日前日にあたる平日の月曜～金曜日の概ね15時を目途に許可情報を通知します。
  - ・また、許可の決定情報は、入港予定船各種申請状況画面にも表示します。
- (2) 許可・通知情報（パイロット・タグ・綱取り）
  - ①けい留施設利用許可の決定前
    - ・けい留施設利用許可と同時期に通知を行います。
    - ・パイロット申請に対する博多水先区水先人会の通知情報を掲示します。
    - ・タグボート申請（申請先：博多港タグ事業協同組合（タグ組合）（博多港ふ頭㈱））に対するタグ組合の通知情報を掲示します。
    - ・タグボート申請（申請先：洞海タグボート㈱博多営業所）に対する洞海タグの通知情報を掲示します。
    - ・綱取り申請の情報を掲示します。  
申請結果は、(有)博多港サービスセンターに電話等で確認してください。
  - ②けい留施設利用許可の決定後
    - ・タグ組合（博多港ふ頭㈱）、洞海タグボート㈱博多営業所、博多水先区水先人会、(有)博多港サービスセンターに確認をしてください。
    - ・電子掲示板へは、随時、通知情報の登録がなされますが、タイムラグが生じることが想定されます。トラブル防止のため、必ず申請先へ電話連絡等で確認をお願いします。
- (3) 許可・通知情報（岸壁給水）
  - ・けい留施設利用申請の許可決定後に審査し、概ね17時を目途に許可情報を通知します。
- (4) 許可・通知情報（ガントリークレーン）
  - ・けい留施設許可決定後の申請になるため、16時に審査を行い、許可情報を通知します。
- (5) 許可・通知情報（上屋、荷さばき地、野積場）
  - ・毎日（土曜、日曜、祝祭日を除く）申請内容を審査し、概ね17時に許可情報を通知します。
  - ・なお、当該情報は、一般利用申請に対する許可情報です。
- (6) 申請情報照会（旅客船等優先利用申請情報）
  - ・電子申請で利用申込みをする場合は、事前に港湾管理者（博多港ふ頭㈱）に連絡し、指示を仰いでください。
  - ・電子申請がなされると、港湾管理者は優先の可否等を審査し、問題がなければ速やかに許可の通知を行います。
  - ・許可の通知は、当該掲示板の備考欄に「許可」の文字を表示します。  
また、入港予定船各種申請状況画面にも許可の決定情報を表示します。
  - ・当該情報は、行き会い調整の情報としても活用するため、本掲示板は申請者専用画面ではなく、他の申請者等も参照できるオープンな掲示板として利用します。

## 第2章 博多港港湾情報システムについて

### 1. 申請等業務の流れ

各電子申請の画面の流れ、入力項目の説明につきましては、別途「操作説明書」を用意しておりますので、そちらをご参照ください。

※操作説明書につきましては、博多港港湾情報システム内に用意しておりますので、参照するには、あらかじめ博多港港湾管理者（福岡市長）にシステム利用の申請をする必要があります。

### 2. 申請手続きの簡素化（ワンインプットサービス）

書類申請による港湾諸手続は、様々な様式に同一項目を記載し、港湾管理者に提出しなければなりません。電子申請は、項目申請になりますので様式という概念がありません。博多港港湾情報システムでは、申請者の負担軽減を図るため、システムによる自動申請等ワンインプットサービスを提供しています。

「けい留施設利用申請」で登録された情報を活用し、次のワンインプットサービスを実現しています。

#### (1) 入出港届

- ・けい留施設利用申請がなされていれば、入出港届を行う必要はありません。
- ・公共バースを利用しない船舶については、けい留施設利用申請がなされないため、入出港届を行う必要があります。ただし、船舶動静通知を行うものについては、入出港届を行う必要はありません。

#### (2) 船舶動静通知

- ・公共バースを利用しない一定規模以上の船舶については、行き会い等の調整を行うため、船舶動静通知を行う必要があります。
- ・上記(1)で記述したとおり、船舶動静通知を行えば、入出港届を行う必要はありません。

#### (3) 旅客船等優先利用申請

- ・本優先利用申請がなされていれば、けい留施設利用申請を行う必要はありません。

#### (4) パイロット申請

- ・けい留施設利用申請の情報を活用するため、船舶基本情報等を入力する必要はありません。
- ・パイロット・タグ・綱取りを統合した入力画面から、必要最小限の項目を入力してもらいます。

#### (5) タグボート申請

- ・けい留施設利用申請の情報を活用するため、船舶基本情報等を入力する必要はありません。
- ・パイロット・タグ・綱取りを統合した入力画面から、必要最小限の項目を入力してもらいます。

#### (6) 綱取り申請

- ・けい留施設利用申請の情報を活用するため、船舶基本情報等を入力する必要はありません。
- ・入力画面は、パイロット・タグ・綱取りを統合しており、必要最小限の入力で済みます。

#### (7) 岸壁給水利用申請

- ・けい留施設利用申請の情報を活用するため、船舶基本情報等を入力する必要はありません。
- ・ただし、けい留施設利用申請を伴わない岸壁給水利用申請の場合は、船舶基本情報の入力が必要です。

#### (8) ガントリークレーン利用申請

- ・けい留施設利用申請の情報（許可情報）を活用するため、船舶基本情報等を入力する必要はありません。

※ポータルラジオ連絡表は、けい留施設利用申請、パイロット・タグ・綱取り申請の情報からシステムで自動生成するため、提出の必要はありません。

### 3. システムで利用するコード

博多港港湾情報システムでは、港長と同一コード（標準コード）を採用しています。

- ・国コード（ISO3166）
- ・港コード（UN/LOCODE）
- ・船種コード（BERMAN）
- ・目的コード（UN/POC）
- ・けい留施設コード（国内標準）
- ・貨物の種類コード（UN/GDS）

### 4. 申請データの蓄積日数

博多港港湾情報システムでは、以前の申請情報を活用した参照入力機能を提供しています。参照申請が可能な電子申請は、次のとおりです。

- ・けい留施設利用申請
- ・けい留施設利用申請（一括申請）
- ・船舶動静通知
- ・旅客船等優先利用申請
- ・上屋・荷さばき地・野積場利用申請（一般利用）

### 5. セキュリティ対策

#### (1) ユーザ認証

なりすまし申請の防止、他ユーザによる申請情報の改竄防止、他ユーザへの個別情報の非公開等、詳細な認証チェックを行い、システムを運用します。  
また、運用を行う博多港ふ頭㈱及び港湾空港局職員についても、同様の認証チェックを行い、セキュリティ対策に万全を期します。

#### (2) ファイアウォールの設置

博多港港湾情報システムに申請された情報は、ファイアウォールで保護し、外部への漏洩や改竄を防止します。

### 6. 障害対策

#### (1) ディスクアレイ装置の導入

ハードディスクに障害が発生しても運用を止めることなく、サービスを継続します。

#### (2) サーバの二重化（ホット・スタンバイ体制）

サーバ自体に障害が発生した場合は、速やかにスタンバイサーバに切り替え、運用を再開します。

### 7. 運用時間

通年24時間の運用を行っていきます。

ただし、以下の場合には、運用時間の短縮、システムの停止を行うことがあります。

なお、ここでいう「運用時間」とは、システムの稼働時間であり、障害時の問い合わせ等は、サービスデスク受付時間（第2章8を参照）内に限らせていただきます。

- (1) 障害が発生した場合、システムを停止することがあります。
- (2) システムの維持管理（定期保守等）のため、システムを停止することがあります。
- (3) システムを停止する場合には、事前にその情報をホームページに掲示します。

## 8. 利用者へのサポート

ユーザからの問い合わせや障害相談に対応するため、サービスデスクを設置しています。

### (1) 港湾管理者がサポートする内容

博多港港湾情報システム利用規約に明記している以下の内容について、問い合わせへの対応を行います。

①本システムが提供するサービスに関すること。

②利用者が本システムのサーバに接続するための情報やその障害の解決・対処方法に関すること。

なお、利用者自身のコンピュータ、オペレーティングシステム（OS）、通信機器、通信ソフトなどの一切のサポートは、有償無償を問わず行いません。

### (2) 問い合わせへの対応方法

港湾管理者は、利用者に電話、電子メールなどの通信手段で問い合わせへの回答を行います。

なお、問い合わせは、緊急の場合等を除き、電子メールでお願いします。

### (3) 掲示板（Q&A）の設置

利用者からの問い合わせを受けたものの内、頻度が多いものについて、Q&A形式で掲示板に回答を掲載しています。

メニュー画面の「掲示板」のボタンをクリックすると掲示板（Q&A）が表示されます。

### (4) サービスデスク

設置場所：福岡市博多区沖浜町12-1 博多港センタービル

福岡市港湾空港局情報システム室内

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00

※土・日・祝日及び12月29日～1月3日は、閉庁日のためサービスデスクは休止します。

電話：(092) 282-7121

e-mail：hapines@hktport.city.fukuoka.lg.jp

### 第3章 ポートサービス事業者との連携

博多港港湾情報システムでは、港湾管理者に対する港湾施設等の利用申請の他、パイロット、タグボート、綱取りといったポートサービスの申請（利用申込）も行うことができます。

各ポートサービス事業者は、本システムの機能を利用し、申請者からの申請等に対する通知を行います。

#### 1. 博多水先区水先人会

- ・パイロット申請を本システムで確認し、乗船パイロット（イニシャル）等の通知情報を登録します。
- ・通知情報登録によって許可・通知情報画面に掲示されます。掲示は、バース決定と同時期に行います。

#### 2. 博多港タグ事業協同組合（博多港ふ頭株）

- ・タグボート申請を本システムで確認し、配船スケジュールが確定後、配船するタグボート名を登録します。
- ・タグボート名の登録によって許可・通知情報画面に掲示されます。掲示は、バース決定と同時期に行います。

#### 3. 洞海タグボート株博多営業所

- ・タグボート申請を本システムで確認し、配船スケジュールが確定後、配船するタグボート名を登録します。
- ・タグボート名の登録によって許可・通知情報画面に掲示されます。掲示は、バース決定と同時期に行います。

#### 4. (有)博多港サービスセンター

- ・綱取り申請を本システムで確認します。
- ・確認後、申請者に電話等で必要事項を通知します。



## 第4章 申請登録と実績登録の締め切りについて

### 1. 申請登録の締め切り

#### (1) けい留施設利用申請

##### ① エントリー締め切り

平成11年4月1日施行の「船席決定の基本的な考え方」に規定するエントリー船優先の締め切り日時は、着岸4日前の11時とします。

なお、エントリー締め切り日が土曜、日曜、祝祭日の場合は、その前日になります。

##### ② けい留施設利用申請みの締め切り

博多港港湾情報システムを利用していただくことにより、申請情報が蓄積され、利用者の皆様に様々な情報提供を行うことができます。

入出港予定船情報、行き会い等注意船舶情報等は、申請の予見情報、バースの事前調整情報等として活用され、申請者の業務軽減に大きく寄与するものと考えられます。

申請手続きとしては、書類申請を認めてますが、上述した効果を実現するためには、リアルタイムによる申請情報の入力が必要になります。

##### ・ 締め切り日時

着岸前日にあたる平日の月曜～金曜日の11時を締め切り日時とします。

ただし、荒津地区については14時を締め切り時間とします。

#### (2) けい留施設利用申請（一括申請）

- ・ 当該申請は、入出港日時がダイヤ化されている（けい留場所も定位置）定期旅客船等を対象にしたもので、翌月のけい留申請を一括して行うものです。
- ・ 前月末17時を締め切り日時とします。
- ・ なお、申請の変更は、特別な事情（荒天による運航中止等）がない限り発生しないことから、事前の変更申請は不要とします。

#### (3) 入出港届、船舶動静通知

- ・ 入港前日にあたる平日の月曜～金曜日の11時を締め切り日時とします。

#### (4) 旅客船等優先利用申請

- ・ 入港予定日の3ヶ月前までに申請を行うようにしてください。
- ・ 本申請に関しては、特に締め切り日の設定は行っていません。

#### (5) パイロット・タグ・綱取り申請

- ・ 入港前日にあたる平日の月曜～金曜日の11時を締め切り日時とします。
- ・ やむを得ず、申請締切後の申請になった場合（荒天を理由にしたタグ申請等）は、当該申請登録後、速やかに博多港ふ頭㈱と申請先（水先人会、タグ組合、洞海タグ、博多港サービスセンター）に電話連絡し、指示を仰いでください。

#### (6) 岸壁給水利用申請

- ・ 給水希望日前日にあたる平日の月曜～金曜日の16時を締め切り日時とします。
- ・ やむを得ず、給水希望日当日の申請になった場合、当該申請登録後、速やかに博多港ふ頭㈱に電話連絡し、指示を仰いでください。

#### (7) ガントリークレーン利用申請

- ・ バース決定後にしか申請を行うことができません。
- ・ 着岸日前日にあたる平日の月曜～金曜日の15時（予定）にバース決定を行っておりますので、16時までの間に申請をしていただくようお願いします。
- ・ 入港隻数等によって、バース決定時間が遅れることもあります。  
申請情報照会画面（入出港予定船情報）でバース決定を確認していただき、申請登録をお願いします。
- ・ 16時に申請内容を確認し、ガントリー利用に係る所用の連絡をオペレータに行います。

(8) 上屋、荷さばき地、野積場利用申請

- ・利用期間の開始日前日にあたる平日の月曜～金曜日の12時を締め切り日時とします。

**2. 実績登録の締め切り**

(1) ガントリークレーン実績登録

- ・モニタリングリスト確認後、速やかに実績登録をお願いします。
- ・利用日の翌日12時（土曜、日曜、祝祭日の場合はその翌日）を締め切り日時とします。